

高山市公告式条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 背景

令和5年6月に公布された、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（以下「デジタル規制改革一括法」という。）により、国におけるアナログ規制に係る改正が行われた。

デジタル規制改革一括法は、デジタル技術の進展を踏まえてその効果的な活用を図るために、デジタル技術の活用の妨げとなる規定（いわゆるアナログ規制）の見直しを行う一括の改正法であり、デジタル社会形成基本法をはじめ、アナログ規制を定める個別法などが改正され、令和8年5月21日までに段階的に施行されることとされた。

市においては、令和4年12月に高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、申請手続等におけるデジタル技術の活用を促進してきた。また、保育、介護関連施設などの基準条例に係るアナログ規制の見直しについては、条例改正を行い対応してきたが、今回のデジタル規制改革一括法による改正を受け、以下の改正を行う。

2. 改正内容

デジタル規制改革一括法による改正を受け、掲示による周知、公表などの手続について、紙面による掲示などのアナログ的手法に限定されている条例については、インターネットを用いるなどデジタル技術を活用した方法（ホームページへの掲載等）で対応できるように以下の条例を改正するもの。

- (1) 高山市公告式条例
- (2) 高山市行政手続条例
- (3) 高山市財政状況の公表に関する条例
- (4) 高山市屋外広告物条例
- (5) 高山市都市公園条例
- (6) 高山市営住宅条例

3. 施行時期

令和8年4月1日